



令和6年8月号 (広告)
 2024年8月1日発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅 孝治
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第207号

8月になりました。連日、厳しい暑さが続いているようですが、夏バテはされていないでしょうか。屋内でも熱中症の危険がありますので、こまめな水分補給と塩分補給をし、体調に気をつけてお過ごしください。

さて、今年の5月以降より、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、税務署からの納付書の事前送付がとりやめとなっています。これは、キャッシュレス納付の利用拡大し、令和7年までにキャッシュレス納付率を40%を目指す、その一環として実施されました。日常生活では、定着してきたキャッシュレス決済ですが、納税もキャッシュレスとなる時代がやってきたようです。

そこで、今回のテーマは、キャッシュレス納付についてです。

今回のテーマ：キャッシュレス納付について

1.納税の種類

税務署へ提出する確定申告で納付する税金は、次の方法があります。

- 振替納税
- ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)
- インターネットバンキングやATMで納付
- クレジットカード納付
- スマートフォンアプリ納付
- QRコードを利用したコンビニ納付
- 窓口納付

キャッシュレス納付

キャッシュレス納付って手続きはどうするの？



納税方法	概要
振替納税	振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから申告書等を提出した後、即時又は指定した期日にe-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング口座やATM等により納付する方法です。
クレジットカード納付	インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「 国税クレジットカードお支払サイト 」から納付受託者に納付を委託する方法です。
スマートフォンアプリ納付	「 国税スマートフォン決済専用サイト 」から、利用するスマホ決済アプリ (Pay払い) を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。
コンビニ納付 (QRコード)	ご自宅等で作成したQRコードをコンビニのキオスク端末等で読み取らせることで出力された納付書を使用して納付を委託する方法です。
コンビニ納付 (バーコード)	税務署で作成するバーコード付納付書を使用してコンビニにおいて納付を委託する方法です。
窓口納付	金融機関や税務署の窓口で納付する方法です。

2.事前手続き

納税方法	税務署手続き	金融機関等手続き	提出方法
振替納税	預貯金口座振替依頼書	-	書面又はe-Tax
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Tax利用開始手続 ダイレクト納付届出書	-	個人:書面又はe-Tax 法人:書面のみ
インターネットバンキング等	e-Tax利用開始手続	インターネットバンキング口座開設	-
クレジットカード納付	-	-	-
スマートフォンアプリ納付	-	Pay払いのアカウント登録及び残高チャージ	-
コンビニ納付 (QRコード)	-	QRコード作成	-
コンビニ納付 (バーコード)	バーコード付納付書	-	-
窓口納付	-	-	-

納税者確認番号及びメールアドレスの登録が必要です。

フィッシング詐欺注意!!

インターネット上の手続きである国税のクレジットカード納付やスマホアプリ納付のご利用に当たっては、**所定のアクセス方法 (国税クレジットカードお支払サイト等) 以外**の方法でアクセスすることのないようご注意ください。

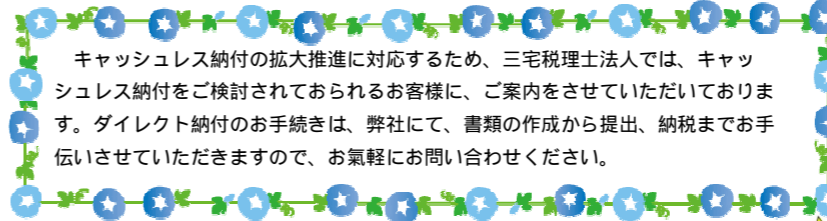


3.納付手続き

	ご利用可能税目	利用可能額	手数料	領収書	利用可能時間	注意点
振替納税	所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税等対象	制限なし	不要	×	国税の納期限までに依頼書の提出をした場合に、自動振替 (変更がない限り翌年度以降も振替納税)	一部の金融機関ではご利用できない場合あり、振替日は主な国税の納期限及び振替日をご確認ください
ダイレクト納付	全て	金融機関によって異なります	不要	×	e-Taxのご利用可能時間内	一部の金融機関ではご利用できない場合あり 自動ダイレクト (2) の納付方法には一部利用可能額制限があります
インターネットバンキング等	全て	金融機関によって異なります	不要 (インターネットバンキング等の利用料がかかる場合あり)	×	e-Taxのご利用可能時間内で、かつご利用される金融機関のシステムが稼働している時間	ペイジーが使える金融機関
クレジットカード納付	全て (一部対象外あり)	1回1,000万円未満 (ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下、決済手数料含む)	1円~1万円:83円 (税込) 以降1万円を超える毎に決済手数料加算	×	24時間 (メンテナンス時間除く、e-Taxからアクセスする場合は、e-Taxのご利用可能時間内)	納付手続き取消し不可
スマートフォンアプリ納付	全て (一部対象外あり)	30万円以下	不要	×	-	PayPay,d払い,auPAY,LINEPay,メルペイ,amazonpay,楽天Pay
コンビニ納付 (QRコード)	全て (一部対象外あり)	30万円以下	不要	×	利用されるコンビニで要確認	ローソン等の「Loppi」及びファミリーマート「マルチコピー機」端末設置店舗 クレジットカード、電子マネー利用不可 現金納付のみ
コンビニ納付 (バーコード)	全て (一部対象外あり)	30万円以下	不要	×	利用されるコンビニで要確認	クレジットカード、電子マネー利用不可 現金納付のみ 申告書提出後
窓口納付	全て	制限なし	不要	○	金融機関の窓口営業時間 税務署8:30~17:00 (土日祝日を除く)	納付書必要、クレジットカード利用不可

1源泉所得税及び復興特別所得税、印紙税、登録免許税等

2自動ダイレクトは令和6年4月からの新機能。申告等データの送信と併せて納税の手続きができる機能です。詳細は弊社へお問い合わせください。



キャッシュレス納付の拡大推進に対応するため、三宅税理士法人では、キャッシュレス納付をご検討されておられるお客様に、ご案内をさせていただいております。ダイレクト納付のお手続きは、弊社にて、書類の作成から提出、納税までお手伝いさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**
 今月の開催日は**8月22日 (木)**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
8月22日 (木)	6・7・8・9決算法人様	8月16日 (金)
9月5日 (木)	7・8・9・10決算法人様	8月30日 (金)
10月10日 (木)	8・9・10・11月決算法人様	10月4日 (金)



誠に勝手ではございますが、弊社の夏季休暇を**8月10日 (土) ~ 8月15日 (木)**まで頂戴したくご案内申し上げます。お客様にはご不便、ご迷惑等をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜ります

< 8月のカレンダー >

13 火	*7月分源泉所得税・住民税の納付期限
22 木	*経営計画書作成セミナー: Vision
31 土	*個人事業主の消費税の中間申告及び納付期限 (振替納税は9/30/月)
	*6月決算法人の確定申告及び納付期限
	*7月分社会保険料の納付期限
	*12月決算法人の中間申告・納付期限
	*消費税 (4期) の納付期限 (年税額400万円超の3・9月決算法人)
	*消費税 (毎月納付6月分) の納付期限

31日が土曜日の為、申告・納付期限は令和6年9月2日 (月) となります



当社は赤い羽根共同基金
 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています